

再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する料金表

1 適 用

この「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する料金表」(以下「本料金表」といいます。)は、発電者が「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」にもとづき固定価格買取制度にもとづく電力受給契約以外の電力受給契約を締結する場合における料金単価を定めたものです。ただし、発電者が本料金表以外の料金表等の適用を受けることを希望し、当社が承諾した場合は、本料金表以外の料金表等に定める料金単価等とします。

2 料 金 単 価

料金単価は、8.00 円とします。

なお、料金単価には、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)および非化石価値相当額を含みます。

3 料金表の変更

当社は、本料金表を変更することがあります。この場合、料金単価は、変更後の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する料金表」によります。

4 1 電力受給契約において特定契約および卸契約を締結する場合の取扱い

1 電力受給契約において特定契約および卸契約を締結する場合、本料金表は卸契約にもとづく電力受給に適用するものとし、特定契約にもとづく電力受給には適用しないものとします。

5 実 施 期 日

本料金表は、2020 年 4 月 1 日から実施します。